
令和 7 年 6 月

砺波市議会定例会議案

令和 7 年 6 月 9 日

砺波市議会 6 月定例会

令和7年6月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第36号	令和7年度砺波市一般会計補正予算（第2号）	1
2	議案第37号	令和7年度砺波市病院事業会計補正予算（第1号）	4
3	議案第38号	砺波市国民健康保険税条例の一部改正について	5
4	議案第39号	砺波市体育施設条例の一部改正について	6
5	議案第40号	砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正について	9
6	議案第41号	砺波市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部改正について	10
7	議案第42号	砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	11
8	議案第43号	砺波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	14
9	報告第6号	歳出予算の繰越しについて（一般会計）	17
10	報告第7号	歳出予算の繰越しについて（一般会計）	20
11	報告第8号	歳出予算の繰越しについて（霊苑事業特別会計）	22
12	報告第9号	継続費の繰越しについて（工業団地造成事業特別会計）	24
13	報告第10号	歳出予算の繰越しについて（工業団地造成事業特別会計）	26
14	報告第11号	支出予算の繰越しについて（水道事業会計）	28
15	報告第12号	支出予算の繰越しについて（下水道事業会計）	30
16	報告第13号	支出予算の繰越しについて（病院事業会計）	32

議案第36号

令和7年度砺波市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度砺波市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255,692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,333,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,566,490	226,955	2,793,445
	2 国庫補助金	552,819	226,955	779,774
15 県支出金		1,591,556	13,113	1,604,669
	2 県補助金	725,197	13,113	738,310
17 寄附金		180,488	1,200	181,688
	1 寄附金	180,488	1,200	181,688
19 繰越金		140,124	14,424	154,548
	1 繰越金	140,124	14,424	154,548
補正されなかった款項に係る額		19,599,206	—	19,599,206
歳入合計		24,077,864	255,692	24,333,556

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,890,923	1,594	2,892,517
	1 総務管理費	2,136,123	1,000	2,137,123
	2 徴税費	274,571	594	275,165
3 民生費		7,246,678	182,505	7,429,183
	1 社会福祉費	2,767,355	177,033	2,944,388
	2 児童福祉費	4,328,045	3,448	4,331,493
	3 生活保護費	151,164	1,954	153,118
	4 災害救助費	114	70	184
4 衛生費		3,722,117	55,000	3,777,117
	2 環境対策費	959,927	15,000	974,927
	3 繰出金	1,559,940	40,000	1,599,940
6 農林水産業費		865,211	15,393	880,604
	1 農業費	211,215	15,393	226,608
10 教育費		2,393,134	1,200	2,394,334
	2 小学校費	527,962	200	528,162
	5 社会教育費	643,879	1,000	644,879
補正されなかった款項に係る額		6,959,801	—	6,959,801
歳 出 合 計		24,077,864	255,692	24,333,556

議案第37号

令和7年度砺波市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度砺波市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度砺波市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	12,875,900 千円	40,000 千円	12,915,900 千円
第2項 医業外収益	1,411,530 千円	40,000 千円	1,451,530 千円

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第38号

砺波市国民健康保険税条例の一部改正について

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

砺波市国民健康保険税条例（平成16年砺波市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の砺波市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第39号

砺波市体育施設条例の一部改正について

砺波市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市体育施設条例の一部を改正する条例

砺波市体育施設条例（平成16年砺波市条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

健民広場		12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで	を
テニスコート			平日 午前9時から午後9時まで 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで	
夜間照明施設	健民広場	火曜日、毎月の第3月曜日及び休日の翌日（その日が休日の場合は、その日後においてその日に近い休日以外の日） 12月29日から翌年1月3日まで	平日 午後5時から午後9時まで	
	テニスコート			

健民広場		12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後5時まで
テニスコート			平日 午前9時から午後9時まで 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで

夜間照明施設	テニスコート	火曜日、毎月の第3月曜日及び休日の翌日（その日が休日の場合は、その日後においてその日に近い休日以外の日） 12月29日から翌年1月3日まで	平日 午後5時から午後9時まで	に
--------	--------	--	-----------------	---

改める。

別表第2第5項中

健民広場	団体等で施設を全面占用 で利用	午前9時～午後1時	1,990円	を
		午後1時～午後5時	1,990円	
		午後5時～午後9時	1,990円	
		1日	4,610円	

健民広場	団体等で施設を全面占用 で利用	午前9時～午後1時	1,990円	に、
		午後1時～午後5時	1,990円	
		1日	3,880円	

夜間照明施設	健民広場	一般	1時間	全灯使用	2,510円	を
				半灯使用	1,260円	
	小学生、中学生、高校生	1時間	全灯使用	1,260円		
			半灯使用	630円		
	テニスコート	一般	1面につき1時間		630円	
		小学生、中学生、高校生	1面につき1時間		310円	

夜間照明施設	テニスコート	一般	1面につき1時間	630円	に
		小学生、中学生、高校生	1面につき1時間	310円	

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(砺波市都市公園条例の一部改正)

2 砺波市都市公園条例(平成16年砺波市条例第147号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

夜間照明施設	健民広場	を
	テニスコート	

」

「

夜間照明施設	テニスコート	に改める。
--------	--------	-------

」

議案第40号

砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正について

砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月9日 提出

砺波市長 夏野 修

砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（平成16年砺波市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第50条第1項第2号」を「第50条第2号」に改め、同条第4項中「第56条第1項」を「第56条第1号」に改める。

第4条第1号中「第2条第2項第1号及び第3号」を「第2条第2項第1号及び第3号から第6号まで」に改め、同条第3号中「第2条第2項第2号及び第4号から第6号」を「第2条第2項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第41号

砺波市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例
の一部改正について

砺波市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例
の一部を改正する条例

砺波市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（平成20年砺波市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表開票立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年砺波
市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」
に改め、同条第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条に次の6項
を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著
しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認め
るときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担
及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするた
めの措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型
若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規
模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携
協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく
困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、
第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
- (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保

育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「第6条本文」を「第6条第1項本文」に、「5年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

砺波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

砺波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

砺波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年砺波市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改め、「B型をいう。」の次に「第42条第3項において同じ。」を加える。

第42条第1項各号列記以外の部分中「第5項」を「第7項」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第9項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同条第6項中「あっては」の次に「、第1項本文の規定にかかわらず」を加え、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加え、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「特定地域型保育事業者による」を「次のいずれかに該当するときは、」に改め、「に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者

の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第6号

歳出予算の繰越しについて

令和6年度砺波市一般会計予算に係る繰越明許費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和6年度砺波市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	左の財源内訳					一般財源
				既収入 特定財源	未収入 特定財源				
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1 議会費	1 議会費	事務局費	7,168,000						7,168,000
2 総務費	1 総務管理費	財産管理費	3,142,240						3,142,240
		庁舎維持管理費	990,000						990,000
		地籍調査事業費	2,800,000		1,875,000				925,000
		庁舎整備事業費	1,210,000						1,210,000
		企画費	4,000,000						4,000,000
		防災対策費	16,882,000		8,441,000				8,441,000
	2 徴税費	課税事務費	3,573,000		3,573,000				
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援給付金給付事業費	82,723,154		78,043,714				4,679,440
		低所得世帯支援給付金こども加算給付金給付事業費	15,750,000		12,300,000				3,450,000
4 衛生費	2 環境対策費	斎場管理運営費	149,600,000				134,600,000		15,000,000
		じんかい処理費	4,500,000						4,500,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営等構造対策費	70,608,000		70,608,000				
		園芸振興対策費	2,113,000		1,200,000				913,000
		夢の平コスモス荘管理運営費	5,698,000				5,100,000		598,000
	2 林業費	森林経営管理費	1,500,000				1,500,000		
		3 農業土木費	かんがい排水事業補助費	33,564,000				32,300,000	
	土地改良総合整備事業補助費		62,371,000				55,000,000		7,371,000
	ため池等整備事業費		14,938,000		14,938,000				
		国営附帯農地防災事業費	18,530,000				18,500,000		30,000
7 商工費	1 商工費	地域経済回復事業費	15,000,000		10,050,000				4,950,000
		観光振興戦略事業費	10,000,000		7,000,000				3,000,000
		観光地整備事業費	11,880,000				11,800,000		80,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持修繕費	36,728,215		20,200,519		13,100,000		3,427,696
		市道改良事業費	73,093,514		39,476,754		31,100,000		2,516,760
		道路交通安全施設整備事業費	7,194,000		3,956,700		2,900,000		337,300
		雪寒地域道路防雪事業費	5,238,100				5,200,000		38,100
	4 都市計画費	街路事業費	8,000,000		4,139,874		3,000,000		860,126
		出町東部第3土地区画整理事業費	504,900						504,900
		砺波チューリップ公園再整備事業費	87,372,054		43,686,027		41,800,000		1,886,027
5 住宅費	地域住宅支援事業費	6,552,000		1,776,000	138,000			4,638,000	

款	項	事業名	金額	左の財源内訳						
				既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	未収入 県支出金	未収入 地方債	未収入 その他	一般財源	
9	消防費	1 消防費	消防団機械等整備費	20,106,000			19,900,000			206,000
10	教育費	2 小学校費	小学校施設管理費	63,745,000		12,248,000		51,400,000		97,000
			小学校児童就学奨励費	9,000,000		6,300,000				2,700,000
	3 中学校費	中学校生徒就学奨励費	6,000,000		4,200,000				1,800,000	
	5 社会教育費	文化会館管理運営費	31,350,000				28,200,000		3,150,000	
		庄川美術館管理運営費	43,179,000				43,100,000		79,000	
6 保健体育費	体育施設費	5,000,000				4,500,000		500,000		
11	災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農地農業施設災害復旧事業費	26,532,000		13,270,000		2,000,000	3,892,000	7,370,000
合 計				968,135,177		355,407,588	2,013,000	505,000,000	3,892,000	101,822,589

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏野 修

報告第7号

歳出予算の繰越しについて

令和6年度砺波市一般会計予算に係る事故繰越しについて、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和6年度砺波市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
									国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
11	災害復旧費	農地農業施設災害復旧事業費（繰越明許）	円 156,717,000	円 65,523,000	円 91,194,000	円 91,194,000	円 13,500,000	円 48,881,000	円	円	円	円 3,764,000	円 25,049,000	災害査定後に必要となる事業計画変更協議等で不測の日数を要したため
合 計		156,717,000	65,523,000	91,194,000		91,194,000	13,500,000	48,881,000				3,764,000	25,049,000	

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏野 修

報告第8号

歳出予算の繰越しについて

令和6年度砺波市霊苑事業特別会計予算に係る事故繰越しについて、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和6年度砺波市霊苑事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源					一般財源
									国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
1	1	霊苑一般管理費（繰 越明許）	円 8,087,200	円 3,320,000	円 4,767,200	円 4,767,200	円 4,700,000	円	円	円	円	円 67,200	青山霊苑第2 駐車場法面災 害復旧工事に おいて、豪雪 により、復旧 工事完了に不 測の時間を要 したため	
合 計			8,087,200	3,320,000	4,767,200	4,767,200	4,700,000					67,200		

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

報告第9号

継続費の通次繰越しについて

令和6年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算のうち継続費に係る支出額について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和6年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残 額	翌年度通次繰越額	繰 越 金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度通次繰越額	計					特定財源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
1	1	工業団地造成事業費	円 520,000,000	円 208,000,000	円 186,217,800	円 394,217,800	円 175,700,000	円 218,517,800	円 218,517,800	円 17,800	円 218,500,000	円	
合 計			520,000,000	208,000,000	186,217,800	394,217,800	175,700,000	218,517,800	218,517,800	17,800	218,500,000		

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

報告第10号

歳出予算の繰越しについて

令和6年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算に係る繰越明許費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和6年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	左の財源内訳					一般財源
				既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	未収入 県支出金	未収入 地方債	未収入 その他	
1事業費	1事業費	工業団地造成事業費	円 20,986,000	円	円	円	円 16,500,000	円	円 4,486,000
合 計			20,986,000				16,500,000		4,486,000

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏野 修

報告第11号

支出予算の繰越しについて

令和6年度砺波市水道事業会計予算に係る設備改良費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和6年度砺波市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による設備改良費の繰越額
(設備改良費の繰越額)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1	1	水道施設更新事業費	円 155,155,000	円 0	円 155,155,000	円 0	円 0	円 155,155,000	円 0	円 0	安川配水場耐震化事業について、原材料不足により電気設備の納入に遅れが生じ、年度内完了が困難となったため

令和7年6月9日 提出

砺波市長 夏野 修

報告第12号

支出予算の繰越しについて

令和6年度砺波市下水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和6年度砺波市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(建設改良費の繰越額)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1	1	災害復旧事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費		130,000,000	396,000	129,604,000	104,000,000	25,600,000	4,000	0	0	般若地区農業集落排水施設における管渠災害復旧事業について、工事の施行に日数を要し、年度内完了が困難となったため

令和7年6月9日 提出

砺波市長 夏野 修

報告第13号

支出予算の繰越しについて

令和6年度砺波市病院事業会計予算に係る建設改良費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月9日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和6年度砺波市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額
(建設改良費の繰越額)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						企業債			
1	1		円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	附帯設備整備費	544,951,000	444,900,000	53,070,000	53,070,000	46,981,000	0	水熱源空調機器更新工事について、半 導体等の部品調達の遅延及び感染症罹 患患者の増加により病床の確保ができ ず、年度内完了が困難となったため

令和7年6月9日 提出

砺波市長 夏野 修